

6 土(技)第85号
令和6年5月2日

建設(関連)業関係団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

ウィークリー・スタンスの実施について (通知)

ウィークリー・スタンスの実施については、平成31年3月1日付け30土(技)第825号で通知しているところですが、令和6年4月から、建設業においても時間外労働の上限規制が適用され、さらなる労働環境の改善が必要であるため、ウィークリー・スタンスを下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

つきましては、本通知の趣旨をご理解いただき、効果的な取り組みとなるようご協力をお願いします。

なお、本通知に伴い、平成31年3月1日付け30土(技)第825号は廃止します。

記

1 対象

愛媛県土木部所管の全ての工事及び業務を対象とする。ただし、緊急を要するもの及び突発的な対応が必要なものは除く。

2 内容 (目標)

以下のものを基本とするが、必要に応じ、受発注者相互に調整するものとする。

(1) マンデー・ノーピリオド

月曜日(休日明け)を依頼の期限日としない。

(2) ウェンズデー・ホーム

水曜日は定時の退庁(退社)を心がける。

(3) フライデー・ノーリクエスト

金曜日(休日前)に依頼をしない。

(4) ランチ・オーバーファイブ・ノーミーティング(今回追加)

昼休みや17時以降の打合せをしない。

(5) イブニング・ノーリクエスト(今回追加)

定時間際、定時後の依頼をしない。

問合せ先
土木管理課技術企画室技術管理係
西濱、上田、武井、入船、星野
089-912-2648(係直通)